

令和4年2月16日(火)

会員各位



三重県中古自動車販売商工組合

理 事 長 奥村 悦二

流通委員長 山崎 正成

(公 印 省 略)

『JU三重オークション規約・JU三重オークション規定変更のご案内』

秋晴の候、貴社におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、JU三重オートオークション事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、下記の通りJU三重オークション規約とJU三重オークション規定を変更させていただきますのでご案内申し上げます。

会員の皆様におかれましては、改定内容をご理解の上オークションにご参加賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【改定実施日】 令和4年3月1日（火）第1712回オークションより適応

<変更箇所1>

JU三重オークション規約 第5章 第32条 出品条件 3項

JU三重オークション規定 手数料規定 出品車両のガス欠

<変更前> 第32条 出品条件3項

出品車両は燃料10リットル以上の残量があること。

<変更後> 第32条 出品条件3項

出品車両は走行可能な残量があること。

<変更前> JU三重オークション規定 手数料規定 出品車両のガス欠

出品車両のガス欠が判明した場合は、2000円のペナルティを徴収致します。

<変更後> JU三重オークション規定 手数料規定 出品車両のガス欠

出品車両のガス欠が判明した場合は、2リットルの給油を受ける事ができる。

この場合、給油手数料1台、500円（税込み）を徴収致します。

流札車両は出品店、落札車両は落札店請求とさせていただきます。

尚、給油ランプがついている場合でも、希望であれば2リットルの給油を受けることができる。

この場合も給油手数料1台 500円（税込み）

流札車両は出品店、落札車両は落札店請求とさせていただきます。

以上